

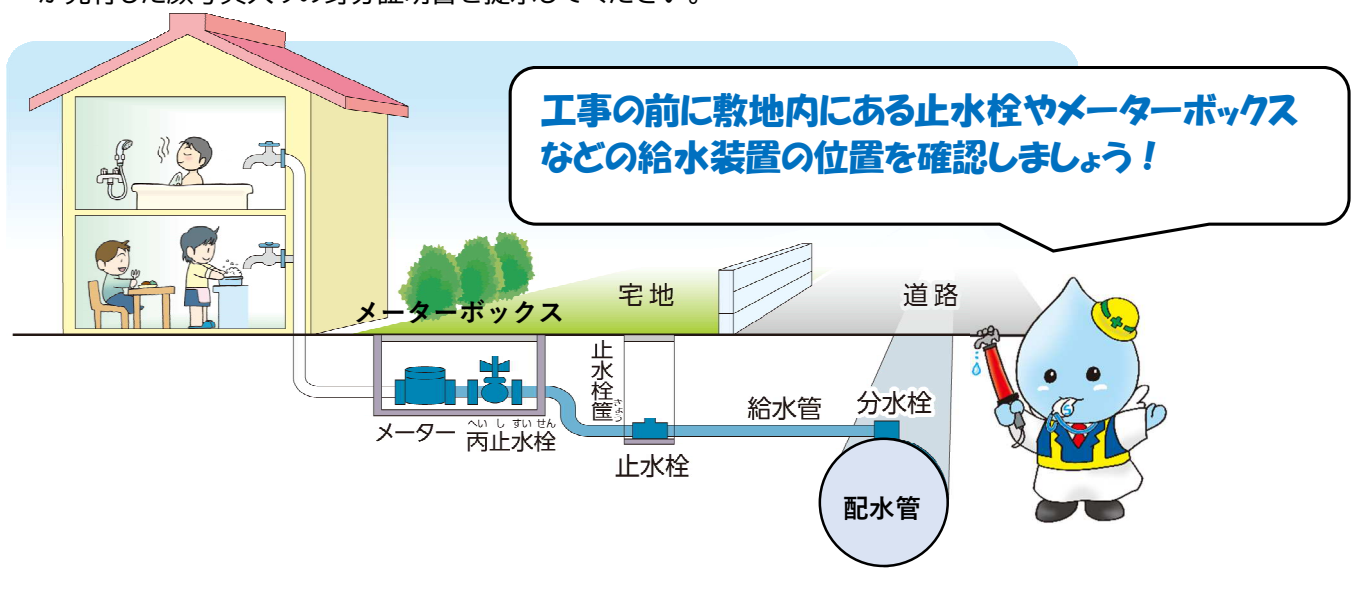
# 建物の解体工事などに伴う給水装置破損事故防止のお願い

最近、建物の解体工事などで給水装置を損傷させて漏水が発生する事故が相次いでいます。解体工事の依頼主や工事関係者のみなさまは、以下の事項に注意して事故の防止にご協力をお願いします。

## 工事前の確認事項

### 事前に調査をしましょう！

- 解体工事の施工に先立ち、敷地内の給水装置の有無、位置関係を確認してください。
- メーターボックス内の丙止水栓を回して、止水機能が正常であることを確認してください。
- 宅地内の水道管の配管図などが記載されている給水台帳(給水装置工事しゅん工図)につきましては、給水装置所有者本人若しくは代理人(委任状等を持参された方)又は給水装置所有者から委任を受けた指定給水装置工事業者に限り、給水課窓口で写しの交付を行っています。写しの交付にあたりましては、本人確認のため、公的機関が発行した顔写真入りの身分証明書を提示してください。



### 事前に手続をしましょう！

- 水道が中止されている場所で工事などに水道を使用する場合は、**水道の使用開始の申込み**をしてください。申込みは、料金徴収委託業者(049-283-1953)へご連絡ください。無断で水道を使用することはできません。

## 施工当日

### 給水装置の位置をよく確認しましょう！

- 重機オペレーターや作業員に給水装置の位置を周知し、止水栓やメーターボックス付近での作業は手掘りで行うなど、給水装置を破損させないよう慎重に施工してください。
- 宅地内の給水管は、想定外に浅いところや思わぬところに埋設されている場合があるためご注意ください。



止水栓やメーターボックス  
付近での作業は手掘りな  
どで慎重に！



止水栓



メーターボックス

## 給水管を破損させた場合

### 水を止めて指定給水装置工事事業者に修理を依頼しましょう！

- 止水栓やメーターボックス内の丙止水栓で止水をしてください。
- その後、速やかに指定給水装置工事事業者に修理を依頼し、必ず施設課維持担当(049-285-8178)へご連絡ください。  
指定給水装置工事事業者一覧表ページ:[https://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002\\_014.html](https://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_014.html)
- 破損に伴う修繕費用は破損させた原因者の負担となります。
- 水道メーターは水道企業団の所有物です。水道メーターを紛失・破損または取り外した場合は、給水課業務担当(049-283-1955)へご連絡ください。